**平成２９年（フ）第１３６６号**
愛知県日進市竹の山５丁目2508番地
破産者　安藤　麻矢
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９５３号**
愛知県北名古屋市二子屋敷363番地　Ｄｕｏ　Ｍａｉｓｏｎ　207、従前の住所名古屋市西区中小田井５丁目433番地　宝上小田井ステーション壱番館201号
破産者　山田　太介
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３９３号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目５番15号　キャピタルビルド南武庫之荘401号
破産者　春日川リサ
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５２３号**
広島県東広島市志和町志和東2936番地
破産者　松岡　良行
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第８０５号**
広島市西区楠木町３丁目４番18号、開始決定時の住所広島市南区東雲２丁目２番39―207号
破産者　植梶　　亮
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１８８号**
青森県むつ市大畑町上野96番地26
破産者　大向　勝義
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１９６号**
青森県上北郡東北町大浦字向山41―２、住民票上の住所埼玉県東松山市山崎町４番地３
破産者　市川　太佑
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４９号**
青森県十和田市大字三本木字北平92―12　創建ハイツⅦ　Ｂ号室、開始決定時の住所青森県十和田市大字三本木字牛泊51番地11
破産者　苫米地利雄
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第５８号**
青森県上北郡おいらせ町下明堂45番地２、旧住所青森県三沢市美野原３丁目４番地３号　Ｄ458Ｂ
破産者　泉山　昌康
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第６４号**
青森県十和田市西五番町21番14号
破産者　栗山　ハマ
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第２６０３号**
神奈川県大和市下鶴間318番地　アメニティフタツヤＡ101
破産者　関水　幸子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８２４号**
横浜市鶴見区平安町２丁目15番地33
破産者　稲垣　秀司
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８２８号**
横浜市港北区小机町913番地４　横浜小机パークホームズ503
破産者　金冨　彰英
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８７６号**
神奈川県大和市上草柳３丁目３番３号　大和オン106、前住所神奈川県大和市西鶴間３丁目９番１号　佐々木荘201
破産者　村上　隆博
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３４９号**
川崎市川崎区日進町17番地２　スカイコート川崎第２　408
破産者　武山　愛美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第８４６号**
川崎市高津区新作６丁目９番２号　国井方
破産者　四方田淳子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第４３４号**
神奈川県座間市座間２丁目2824番地　ハイツ小湊Ⅲ　301号
破産者　国分香代子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部